

後期高齢者医療制度のお知らせです

平成24・25年度の保険料率が決まりました

長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。保険料額は6月下旬に決定し、7月に決定通知書をお送りします。

均等割額 被保険者一人あたり 38,239円 (改正前:36,225円)	+	所得割額 賦課のもと なる所得金額 × 7.29% (改正前:6.89%)	=	年間保険料 (上限額55万円) (改正前:50万円) ※ 年間の保険料総額については 100円未満切捨て
---	---	--	---	---

※ 保険料率は2年間の医療給付費を推計して、2年ごとに見直されます。

保険料増加抑制のための対策

財政安定化基金を活用した保険料の増加抑制（約6億6千万円）

後期高齢者医療制度では、想定した額以上の医療給付費の増加等、不測の事態に備え、国・都道府県・広域連合で財源を3分の1ずつ負担して、都道府県に「財政安定化基金」を設置しています。

長野県後期高齢者医療広域連合では、平成24・25年度の保険料率の改定にあたり、長野県と協議し、財政安定化基金の積立金を増額したうえで広域連合に交付いただき、保険料の増加を抑制することを予定しています。

左記の対策により、
均等割額 1,153円分
所得割率 0.25%分
 が増加抑制されています。

保険料の軽減

引き続き、所得に応じて保険料の軽減を実施します

均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下 の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得なし)の場合	9割軽減	3,823円/年
	上記以外の方	8.5割軽減	5,735円/年
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下の場合 ※ 単身世帯の方は、該当しません。		5割軽減	19,119円/年
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下の場合		2割軽減	30,591円/年

所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。

